

No. 1

随意契約理由書

1. 案件名称
令和6年度北区民カーニバル事業業務委託
2. 契約の相手方
一般財団法人大阪市コミュニティ協会
3. 随意契約理由
本業務は、単にイベントを実施するだけではなく、北区民カーニバルを通じて多様な人々の交流や地域コミュニティの活性化を目的に実施するものである。事業者の持つ専門性や経験、ノウハウを活用することで、より質の高い業務とすることが期待できるため、企画競争方式（公募型プロポーザル方式）を採用した。
その結果、選定委員会により上記業者の企画提案内容がより優れていると判断されたため。
4. 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
5. 担当部署
北区役所地域課（電話番号 06-6313-9951）

随意契約理由書

1. 案件名称

大阪市立北区民センター及び大阪市立大淀コミュニティセンター管理
運營業務代行

2. 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3. 随意契約理由

区役所附設会館（以下「会館」という。）は、コミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、もって連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的として設置された施設である。

会館の設置目的をより効果的・効率的に達成するために、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図る指定管理者を選定する必要があり、企画競争方式（公募型プロポーザル方式）を採用した。

その結果、選定委員会により上記業者の企画提案内容がより優れていると判断されたため。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

北区役所地域課（電話番号 06-6313-9951）

随意契約理由書

1. 案件名称
「子どもの居場所づくり支援事業」(Aパターン) 業務委託
2. 契約の相手方
家っしー運営協議会
3. 随意契約理由
事業の実施にあたっては、専門性と幅広い知識があり、確実に業務を遂行できる実績と運営基盤等が求められることから、業務委託によるものとし、それに伴う契約の手法については、質の高い業務の遂行を図るうえで、専門性や独創性等を適正に審査し事業の趣旨や目的を理解し、最も適切な業務手法を提案した事業者からの提案内容に基づいて実施するため、企画競争方式（公募型プロポーザル方式）を採用した。
その結果、選定委員会により上記業者の企画提案内容がより優れていると判断されたため。
4. 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
5. 担当部署
北区役所福祉課 一般福祉・子育て支援担当（電話 06-6313-9857）

随意契約理由書

1. 案件名称
「子どもの居場所づくり支援事業」(Bパターン) 業務委託
2. 契約の相手方
なごみのうつわ運営協議会
3. 随意契約理由
事業の実施にあたっては、専門性と幅広い知識があり、確実に業務を遂行できる実績と運営基盤等が求められることから、業務委託によるものとし、それに伴う契約の手法については、質の高い業務の遂行を図るうえで、専門性や独創性等を適正に審査し事業の趣旨や目的を理解し、最も適切な業務手法を提案した事業者からの提案内容に基づいて実施するため、企画競争方式(公募型プロポーザル方式)を採用した。
その結果、選定委員会により上記業者の企画提案内容がより優れていると判断されたため。
4. 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
5. 担当部署
北区役所福祉課 一般福祉・子育て支援担当(電話 06-6313-9857)

No. 5

随意契約理由書

1. 案件名称

「子育てぷらっとほ一む事業」業務委託

2. 契約の相手方

一般社団法人こもれびあじゅ

3. 随意契約理由

事業の実施にあたっては、専門性と幅広い知識があり、確実に業務を遂行できる実績と運営基盤等が求められることから、業務委託によるものとし、それに伴う契約の手法については、質の高い業務の遂行を図るうえで、専門性や独創性等を適正に審査し事業の趣旨や目的を理解し、最も適切な業務手法を提案した事業者からの提案内容に基づいて実施するため、企画競争方式（公募型プロポーザル方式）を採用した。

その結果、選定委員会により上記業者の企画提案内容がより優れていると判断されたため。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

北区役所福祉課 一般福祉・子育て支援担当（電話 06-6313-9857）

随意契約理由書

1. 案件名称

「住民主体の福祉コミュニティづくり推進事業」業務委託

2. 契約相手方

社会福祉法人大阪市北区社会福祉協議会

3. 随意契約理由

本事業は、生活支援サービスの仕組み(まちとも事業)を継続しつつ、専門人材の配置や新たな仕組み等を構築することによって、「複雑化・多様化・深刻化」する福祉課題の解決や、地域包括ケアシステムを見据えた基盤づくりと地域力を醸成し、真に住民が主体となる福祉コミュニティづくりを進めていくことをめざし、平成27年度から実施している。支援困難事例等を地域福祉コーディネーターや関係機関、地域住民などと協働して解決していく「つながり・支えあい・助け合う」仕組みづくりのためにコミュニティ・ソーシャル・ワーカーを4人(本事業2人+※福祉局事業2人)配置する。地域福祉コーディネーターを小地域レベルで配置し、各地域の生活課題を早期発見し、日常生活を通じた相談・悩みに対して、地域住民が支援の担い手となる体制を構築していくことにより、住民主体の福祉コミュニティづくりにつなげる。また、住民が有償ボランティアにて担う生活支援サービスである「まちとも事業」を継続するため、サポーターの養成や研修を実施する。

このように本事業は、地域を基盤にした支援の取組であり、地域資源の活用・協力がなければ実現できないものである。区全体や地域の生活・福祉課題を的確に把握し、行政と地域が連携し、地域とともに課題解決に取り組むことができ、福祉分野における専門的かつ高度な知識やノウハウが求められる。また、潜在的課題を抱える支援困難ケースへの対応や地域の組織化に向けた積極的な支援が必要であり、かつ業務内容も多岐にわたっている。さらに、地域ネットワークを活かした相談・支援、地域福祉活動のコーディネート、地域公共人材の育成など、幅広い福祉分野の実績も求められる。

以上のことから、本事業を実施するにあたっては、社会福祉法 109 条第2項で「地域福祉の推進を目的とする団体」として準行政機関に位置づ

けられ、地域課題解決のために地域住民や地域団体、社会福祉関係施設などの社会資源とのネットワークを有しており、これまで、その社会資源との連携・協働を行ってきた豊富な経験と実績をもつ唯一の団体であり、平成26年3月に北区役所と「地域福祉活動の支援にかかる連携協定」を締結している社会福祉法人大阪市北区社会福祉協議会に業務委託をする。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

北区役所福祉課（電話 06-6313-9857）

随意契約理由書

1. 案件名称
夢キタ万博 2024 企画運営業務委託
2. 契約の相手方
株式会社ジェイコムウエスト
3. 随意契約理由
本事業は、専門性と幅広い知識およびノウハウを持って内容を工夫・充実させ、より効果の高いものとする必要があることから業務委託によるものとし、質の高い業務の遂行をめざすうえで、創造性、技術力等を適正に審査し、本委託業務に適した業者の選定を行う必要があるため、企画競争方式（公募型プロポーザル方式）を採用した。
その結果、選定委員会により上記業者の企画提案内容がより優れていると判断されたため。
4. 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
5. 担当部署
北区役所政策推進課（電話番号 06-6313-9907）

随意契約理由書

1. 案件名称
北区デジタルマップ「北区名所八十八景」保守運用管理業務委託
2. 契約の相手方
株式会社140B
3. 随意契約理由
本業務は、北区デジタルマップを運用するにあたり、地図機能を適切に維持し、安定かつ円滑な稼働環境を保持するために、CMSやスクリプトなどのアップデートやサーバ等の環境変化などに伴う動作不良時の対応及び機能改善を行うものであり、開発業者のノウハウがなければ、適切に業務を実施することができないため。
4. 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
5. 担当部署
北区役所政策推進課（電話番号 06-6313-9743）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和6年度 北区子どもたちの夢づくり事業（芸術鑑賞《さまざまな芸術の鑑賞》）業務委託

2. 契約の相手方

株式会社うりんこ

3. 随意契約理由

当該事業は、小中学生を対象に、多様な本物の文化芸術に触れ、知識や理解を深めることで、子どもたちの文化芸術への愛着や誇りを育むことを目的としており、当該事業を実施するためには、文化芸術に対する高度な専門的知識やネットワークを背景とした企画力とともに、子どもを対象とした類似業務の実績が要求される。

したがって、当該事業の趣旨や目的を理解したうえで、最も適切な企画案を提案した事業者からの提案内容に基づいて実施するため、企画競争方式（公募型プロポーザル方式）を採用した。

その結果、選定委員会により上記業者の企画提案内容がより優れていると判断されたため。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

北区役所政策推進課 教育連携担当（電話番号 06-6313-9472）

随意契約理由書

1. 案件名称
令和6年度 北区子どもたちの夢づくり事業（芸術鑑賞《能・狂言》）業務委託
2. 契約の相手方
公益社団法人能楽協会
3. 随意契約理由
当該事業は、小中学生を対象に、多様な本物の文化芸術に触れ、知識や理解を深めることで、子どもたちの文化芸術への愛着や誇りを育むことを目的としており、当該事業を実施するためには、文化芸術に対する高度な専門的知識やネットワークを背景とした企画力とともに、子どもを対象とした類似業務の実績が要求される。
したがって、当該事業の趣旨や目的を理解したうえで、最も適切な企画案を提案した事業者からの提案内容に基づいて実施するため、企画競争方式（公募型プロポーザル方式）を採用した。
その結果、選定委員会により上記業者の企画提案内容がより優れていると判断されたため。
4. 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
5. 担当部署
北区役所政策推進課 教育連携担当（電話番号 06-6313-9472）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和6年度北区広報紙企画編集業務委託

2. 契約の相手方

株式会社140B

3. 随意契約理由

北区広報紙は、北区に住み、働き、学ぶ幅広い世代の多くの方に、区政情報をはじめ、区内のイベントや地域活動を伝えることで、区民が北区のことを知って地域に愛着を持つこと、実際にイベントに参加するといった行動に結びつき、区民同士のつながりをつくることを目的に発行している。

情報を効果的に発信するため、企画や編集に関する専門知識や豊富な経験をもち、訴求力のある紙面づくりのための技術力を備えた企画編集業者を選定する必要があり、企画競争方式（公募型プロポーザル方式）を採用した。

その結果、選定委員会により上記業者の企画提案内容がより優れていると判断されたため。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

北区役所政策推進課 広聴広報・企画調整担当（電話番号 06-6313-9474）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和6年度 北区子どもたちの夢づくり事業（芸術鑑賞《フルオーケストラコンサート》）業務委託

2. 契約の相手方

株式会社ザ・シンフォニーホール

3. 随意契約理由

本業務は区内市立小学校のおもに高学年児童を対象にフルオーケストラコンサートの鑑賞をさせるものである。北区には多くの文化芸術に関する施設があり、地域の文化として親しめる環境にある。その中でも日本初のクラシック音楽専用ホールが地域資源としてあり、区内小学校児童を対象に、専用ホールでなければ体験できないフルオーケストラコンサートを実施するものである。

事業者の選定については、本事業の目的としている地域とゆかりのある文化芸術への愛着や誇りを育むという観点から、地域資源を活用するものとする。クラシック音楽専用ホールを使用することについては、フルオーケストラコンサートを体験する際にその歴史や成り立ちを学び、最新の多目的ホールでは見ることができない古典的な構造と、その音響効果を体験するものとする。

また、学校から公共交通機関で集合できる施設であることを条件とするため、北区内及び近隣のクラシック音楽専用ホールとしては、収容人数1,704人のザ・シンフォニーホール（北区大淀南）と、収容人数821人のいずみホール（中央区城見）が挙げられる。今回対象となる北区内12小学校2学年の児童の合計人数（参考として5.6年生の合計人数）は約1,700人であり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた施設の収容人数制限（半数措置）が実施された場合、費用の面からも1日2公演（午前・午後）で12校が参加できる施設が必要となる。

また、本事業については、調整・企画には施設の特性を含めた交響楽団との調整など高度な専門性が必要となるため、合理的で経済的な実施ができる施設運営事業者と契約するものとする。以上のことから、条件に合

致する施設はザ・シンフォニーホールとなり、当該施設の施設運営事業者は上記事業者であるため。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

北区役所政策推進課 教育連携担当（電話番号 06-6313-9472）

随意契約理由書

1. 案件名称
夢キタ万博2024子ども夢づくりファッションデザイン体験等業務委託
2. 契約の相手方
学校法人上田学園
3. 随意契約理由
本業務において、北区在住または在学の中学生及び高校生をターゲットに、未来への夢や希望を抱けるとともに、将来の職業につながる実践力を養えるなど、夢・未来をイメージできるような事業として実施することを効果的に実行するためには、企画や芸術、教育に関する専門知識や幅広い経験をもち、実効性の高い集客力を備えた企画業者を選定する必要があるため、企画競争方式（公募型プロポーザル方式）を採用した。
その結果、選定委員会により上記業者の企画提案内容がより優れていると判断されたため。
4. 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
5. 担当部署
北区役所政策推進課 広聴広報・企画調整担当（電話番号 06-6313-9976）

随意契約理由書

1. 案件名称
もと北天満小学校活用に係る不動産鑑定評価等業務委託（概算契約）
2. 契約の相手方
J L L 森井鑑定株式会社 大阪本社
3. 随意契約理由
不動産鑑定評価においては、鑑定評価する地域の取引事例等に精通するとともに、これら取引事例等の情報を迅速に収集するため、専門分野の知識に加え、より豊富な経験を有していなければならない。また不動産鑑定業務における委託金額は、中央用地対策連絡協議会で定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」における、鑑定評価の対象となる不動産の類型により決定するものである。よって、本業務の性質上競争入札には適さない。
以上の理由から、契約管財局より、不動産鑑定登録業者のうち、北区内に鑑定実績があること、公的評価実績があることなど、本件に見合った事業者情報の提供を受け、北区役所契約事務審査会会長の立ち合いのもと、抽選により第1契約候補者を決定したため。
4. 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
5. 担当部署
北区役所地域課（電話番号 06-6313-9948）

随意契約理由書

1. 案件名称

北区ダンス大会会場設営・運営業務委託

2. 契約の相手方

株式会社ネッツ・コミュニケーションズ

3. 随意契約理由

「子どもたちの夢づくり事業」として実施するダンス大会「TT ホールにやって KITA! ドリームダンスカップ」は、人気の高いダンスコンクールを最新のホールで実施することにより、参加する子ども達が本格的な音響や照明など最新設備のもとダンスを披露することで、将来の夢を描く機会とすること、また、共催相手方である放送芸術学院専門学校、大阪アニメ・声優&スポーツ専門学校との協働により学生達が大会運営のサポートに携わることで、将来の自身の仕事へと繋がる学びの機会を提供し、子どもたちの夢づくりを支援することを目的として実施する。

ダンス大会の会場設営・運営業務を一体的に行う本業務は、共催相手方である放送芸術学院専門学校、大阪アニメ・声優&スポーツ専門学校と連携を図りながら、学生達にイベント制作を学ぶ機会を与え、事業運営の際は、学生へ直接指導を行うとともに専門学校側の授業の一環としてカリキュラムに沿いながら進めることが必要不可欠であり、そのような事業者は同校の外部講師が所属する上記事業者のみであるため。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

北区役所政策推進課 教育連携担当（電話番号 06-6313-9473）

随意契約理由書

1. 案件名称
北区魅力動画コンテスト 2024 開催業務委託
2. 契約の相手方
株式会社ジェイコムウエスト
3. 随意契約理由
本事業は、多くの区民が北区の魅力について考え、動画を制作して参加することで北区の魅力を改めて考えること、また制作された動画を見た人が新たな北区の魅力に気づくこと等を通して、地域への愛着が醸成されることを目的としており、事業の企画方法及び実施方法等を提案させ、最も優れた案を提示した事業者と契約を締結することで、事業目的を達成し、かつ最大限の事業効果を引き出せるものと考え、企画競争方式（公募型プロポーザル方式）を採用した。
その結果、選定委員会により上記業者の企画提案内容がより優れていると判断されたため。
4. 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
5. 担当部署
北区役所政策推進課 広聴広報・企画調整担当（電話番号 06-6313-9976）

随意契約理由書

1. 案件名称

北区役所 行政キオスク端末・申請書作成支援システムの案内等業務委託（長期継続）

2. 契約の相手方

キャリアリンク株式会社

3. 随意契約理由

令和7年2月より北区役所の住民情報待合に証明書交付対応の行政キオスク端末を設置し、全国のコンビニエンスストアにおける証明書の発行を市民に体験いただき、理解や利用を広めコンビニエンスストアでの証明書の取得を促進し、証明書発行窓口での市民の待ち時間の短縮や混雑緩和をめざす。また、令和7年3月より申請書作成支援システムを設置し、個人番号カードをもとに必要な情報が予め印刷された申請手続き書類が出力できるようにすることで、申請手続きの簡易化をめざす。今般、上記機器の案内員1名を新たに配置し、市民の利用を補助促進する。

一方、北区役所では、大阪市における「民間にできることは民間に委ねる」という考え方のもと、市民サービスの向上と効率的な業務運営に向けて、証明書発行や届出処理業務を含む、住民情報に関する窓口業務（窓口処理業務・郵送等処理業務）、手数料の徴収・収納業務、フロアマネージャー業務、その他関連業務について「区役所住民情報業務等委託（以下、「本件窓口業務委託」という。）」として、公募型プロポーザル方式により事業者選定のうえ業務委託を行っている。

今回の行政キオスク端末の設置により、証明書発行について、窓口での発行に加え、行政キオスク端末での発行が可能となるが、行政キオスク端末で発行できる証明書の種類が限定される点や各種法令等に基づき無料交付が可能な場合は行政キオスク端末で対応ができない点等の各種条件を踏まえて、市民の方の手続き内容や証明したい内容を確認したうえで、窓口または行政キオスク端末のどちらで取得いただくのが市民にとって最適かについて都度判断する必要がある。行政キオスク端末案内業務は、上記判断を本件窓口業務委託による窓口従事者と本契約による案内員が

密接に連携して行い、最適な取得手段へ市民を円滑につなぐためのものである。

また、申請書作成支援システム案内業務については、上記判断において行政キオスク端末ではなく窓口を案内する必要があるとした場合に、市民に同システムによる申請書類の出力を促し、提出先である本件窓口業務委託による窓口従事者へ連携するものである。

行政キオスク端末の金銭管理業務については、地方自治法に定められる収納受託事業者である本件窓口業務委託の受託事業者が既に行っている窓口の収納業務とあわせて、行政キオスク端末の収納業務を行うことで業務運営の効率化につながるものである。

いずれの業務も、本件窓口業務委託の受託事業者が行う業務と一体的に業務を行わなければ、求める目的を達成することができず、分離して実施することが著しく困難（密接不可分）な業務であり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障を生じる恐れがあり、市民にも混乱や不利益を生じさせる恐れがある。

以上の理由から、本件窓口業務委託の受託事業者である上記業者と特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

北区役所戸籍登録課（電話番号 06-6313-9477）